

## 無形民俗文化財の「変化」を考える

―特に文化財指定との関連で―

大 島 暁 雄

### はじめに

本論は、俵木悟の論考<sup>①</sup>に触発されてまとめたものである。俵木の論考は文化財としての民俗芸能を保護するという時点において、従来、関係者の間で漠然と使用されてきた観のある「変化」の実態について、民俗芸能の様式的な変化を問題の中心に据え、伝承者側の視点に立った検討を意図したもので、教えられるところがきわめて多い好論文であった。特に、筆者にとっては三隅治雄の論旨を深化させ、「変化の要因」と「変化の現れる側面」に区別してモデル化された着想と内容には啓発されるところが大きかった。

無形民俗文化財の「変化」をめぐる問題は古くても現在のな課題である。文化財の世界における無形民俗文化財、特に民俗芸能の「変化」「変容」には、開催期日、場所、構成員、芸態、演目、衣装、採り物類などの側面が考えられるが、この論文では、特に、身体技法的、すなわち芸態とともに、演目等の芸能的側面の変化をもたらし要因に関心が向けられている。文化財の現場では、現実的には開催期日などをめぐる変更の問題などが、目に見える「変化」として問題とされることも多いのであるが、ここでは、衣装、採り物類などの問題とともに触れられていない。しかし、

当然のことながら、このことは本論文の評価を損なうものではない。民俗芸能などの「変化」を考える場合、後者の問題はいわば便宜的な要因から惹起されることが多いのであって、本質的なものとは考えにくいからである。

ともあれ、無形民俗文化財は現在に生きている文化財として、各地の人びとにとってかけがえのない価値を持っている。同時に著しい短所として「変化」を免れない性質を有し、安定性に欠けることは、何人も異論のないところであるだろう。そして、往々にして「変化」が文化財の価値を危うくする要因となっていることもまた良く知られているところである。無形民俗文化財の変化をめぐる論考の多くがこの点に関わるものであることも当然のことであらう。

現在、無形民俗文化財をめぐる環境は厳しさの一途をたどっており、こうした状況の中で無形民俗文化財の一層の保護を求める動きが世界的な規模で盛んに起こっている。無形民俗文化財の価値は多彩であり保護を求め目的も多方面にわたっているが、保護の背景には現在の価値を損なうことがなく継承することへの期待が共通してあるといえるだろう。

これらの問題に対処するためには、いわゆる「変化」の要因と実態を知ることとはもとよりであるが、更に進んで具体的な対処の方法等に対する検討も求められるところである。

本稿は、俵木や三隅らによって示された成果を基に、こうした無形民俗

文化財における変化の問題から検討を一步進め、いわゆる変化に関わる問題が実際的に影響を及ぼしてくると考えられる文化財保護の局面に焦点を移して、上記の課題への対処の仕方などの手がかりを得ようとする試みである。大方のご批判とご教示を賜れば幸いである。

## I 問題の所在 — 「変化」が問題にされる局面について—

まずはじめにお断りしておかなければならないことは、本論文で扱う「変化」の問題を捉える視点についてである。冒頭でも述べたように、ここでは無形民俗文化財を取り巻く「変化」全般を扱うのではなく、文化財としての保存と継承を阻害するものという意味において問題となる、「変化」について考察を試みるものである。

また、これに関して本稿では文化財の「変化」という用語を使用しているが、文化財保護法で使用される用語は「変更」であり、制限されているのは「現状変更」であって、この間の問題についても少しく触れておく必要があるかと思う。

語義的にいえば「変更」はなにがしかの働きかけを受けた結果生ずる状態であり、「変化」は働きかけの有無には関係なく生ずる状態を示しているものと考えられる。法的に言えば文化財保護法で制限されているのは、主体的な働きかけに相当する部分のみであるということも出来るのである。このことはわが国の文化財保護法が専ら自ら行動することのない有形文化財の保護を対象に作られてきたことから生じたものであるが、しかし、だからといって「変化」についての検討を避けるようなことがあっては、問題は一向に解決の糸口さえも見つけられないこととなるのは明らかである。従って、ここではこうした問題はさておいて、無形民俗文化財に内包される無意識的な、あるいは内在的な要因による変更をも

対象とし、「変化」の観点で統一して検討を進めて行くこととしたい。

さて私は先に、無形民俗文化財の伝承に二つの側面があることを指摘し、これを「心の伝承」と「型の伝承」と名付けた。これには意識的な伝承行為のみならず、無意識的なそれも含まれていることは論をまたないところである。その上で現行の文化財保護法においては、「型の伝承」には保存・継承が期待できるとして文化財の指定制度が導入されていること、一方「心の伝承」は保存・継承には不向きであるとして、記録作成等の措置を講ずべき文化財として選択し保護していることを明らかにする<sup>2)</sup>。とともに、それぞれの性質について、「心の伝承」はすこぶる「個人的」であり「混在し混沌としている状態」で伝承されていること、これに対して「型の伝承」は「集団的」であり「整理され個別化がなされた状態」で伝承されていることなどを指摘した<sup>3)</sup>。

この分類については、まだ細部についての検証が不十分であり、大方の了解は得られている状態にあるとは考えられないが、当面の課題として「変化」が問題とされるのは、後者の「型の伝承」に関わる分野であり、文化財の指定制度に関する時点にあることについては了解が得られるものと思う。

さて、民俗芸能の「変化」のメカニズムや現象とそれをひきおこした要因等について、俵木は三隅治雄の論文<sup>4)</sup>を手がかりに更に検討を深め、「変化が現れるところ・身体技法的側面と慣習的側面」「変化の動機」「変化に抗するメカニズム」と解明を続ける。その上で「何が変化するのか／しないのか・様式と意識」と問いかけ、最後に「変化を生きたる民俗芸能への貢献」を今後の課題として結ぶ。

俵木の指摘は、「変化」の問題にとどまらず、民俗文化財の保護は伝承を継続させようとする者たちの意識に対する環境作りにあるとするなど、その指摘するところは多方面に及んでいて、伝承の現場に即し実態を踏ま

えたものとして大いに評価されるものであるが、あえて無い物ねだりをさせていただくならば、最後に述べられている「変化の是非を問うよりも、変化を生きる民俗芸能に対して、我々が貢献できることは何かと問うことを、今後の研究の課題とする」というセンテンスが気にかかるであろう。

ここには民俗芸能に向けられた俵木の真摯な態度が良く窺えてそれなりに評価出来る部分であるが、しかしあえていわせていただくならば、ここでは民俗芸能を伝承している人びとの意向にのみ合わせた支援の姿勢だけでは不十分であるかと思うのである。それは、筆者の考えるところでは、研究者が担う責務には当該民俗の伝承者に対するものばかりではなく、その恩恵を享受する人びとが益するであろうと考えられるところにも配慮が必要と考えるからに他ならない。豊富な実地調査を経験してこられた俵木のことであるから、このことは既にしっかり認識されており、更にいい立てる必要はないのかもしれないが、伝承者の論理とは違った研究者の論理も必要とされるのであって、時には伝承者の意に反する指導等を行うという心構えが伺いたいところであった。なお、この問題については更に詳しく後述したいと考えている。

望むらくは、俵木の今後の研究計画の中にこうした要素を積極的に織り込んでいただくとともに、これまでの体験に基づく個別ケース論を大いに期待したい。

## Ⅱ 文化財保護法における基本的考え方

ここで、今回の検討の場となる無形の文化財の文化財指定ということについて考えてみようと思う。この問題については、これまでも度々言及する機会を得ているが必ずしもまとまった報告とはなっていないので、この

機会を利用して今一度考えてみたいのである。

検討に取りかかる前に無形の文化財ということについて少しく触れておこう。

既に明らかなように、文化財保護法では無形の文化財という特定のジャンルはなく、この用語は「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的遺産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの」とされる「無形文化財」と、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」とされる「民俗文化財」のうちに規定されている風俗慣習、民俗芸能、民俗技術の無形の民俗文化財を総称した用語として設定したものである。なお、これに加えて、法律では文化財とはされていないが、「文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要がある」として文部科学大臣が選定した、「選定保存技術」を含めて考えることも多く見られる通りであるが、文化財保存技術についてはかつては無形文化財の範疇で扱われてきた経緯があり、現在もその強い影響下にあることから一応今回の検討からは対象外としておきたいと思う。

さて、指定という行為は文化財の保護にとって最も有効な手段として想定されている行政行為である<sup>5)</sup>。文化財保護法では文化財の中から価値の高いものを選択し、指定文化財としてさまざまな保護の施策を施していることは周知の通りである。これもまたたびたび言及しているので既にご承知のことと思うが、文化財の種類によって価値の観点が相違するのである。その例を無形民俗文化財にとって述べれば、無形民俗文化財の指定は当該無形民俗文化財に示される、生活の知恵や工夫の様相などの、日本国民の生活の推移をうかがい知ることの出来る事象の包含量とでもいうべき、庶民生活研究上の資料性の多寡に応じた対象物件が選択されるのだといえ

る。これに対して、無形文化財は物件自体に示されるわざなどの無形の文化的所産の歴史性や芸術性によって評価されるのである。

このように無形民俗文化財と無形文化財とはその評価の基準は大きく異なっている。くどいようであるが、民俗文化財の指定は当該文化財本来の価値に視点が置かれるのではなく、その事象から得られる学術的な資料の量といった点におかれているのであり、指定の有無はそのものに備わっている本質的な価値の優劣を表すものではなく、学術的な資料性の多寡によるものであり、指定の順位は保護に取りかかる際の優先度を示していると考えらるべきなのである。

無形民俗文化財の指定・選択といった行為は、こうした高い資料性を有する民俗事象を出来るだけ姿を変えることなく後世に伝え、広くその利用と恩恵に供することが出来るようにするために、各種の公的援助を可能にする手段として用意されたものということが出来よう。指定の意義等については文化財全て同様である。

以前に筆者は、無形文化財と無形民俗文化財のそれぞれの性質に着目して、「継承」「発展」という伝承にかかる考え方についての検討を試みた<sup>60)</sup>。また、伝統性という一つの指標として、創造性等に対する文化財としての評価が、同じ無形文化財の分野でも芸能と工芸技術とは違っているように見えることを指摘した<sup>61)</sup>。いずれもそれぞれが指定して守ろうとする対象をどう考えているかということを再確認してみようとする試みであり、いい換えれば指定の価値の存続が問題となるであろう「変化」に関わる事柄を、改めて考えてみたいと思った次第であった。この結果、同じ無形の文化財の中にあっても無形民俗文化財と無形文化財、無形文化財の中にあっても芸能と工芸技術とは、「変化」の捉え方、強いていえば「変化」に対する対応の仕方に違いが見られることが明らかになったことは先に述べた通りである。

いずれにせよ文化財保護法における指定の基本的理念は現状を変えることなく後世に伝えることにあることは明らかなのである。

### Ⅲ 無形民俗文化財保護の必要性など

無形民俗文化財はそのままの形では保存することは不可能であり、なにかの変化を不可避的なものとするとは先に述べた通りである。文化財保護の世界においては、一般に変化するということは価値の喪失に通じる危険性を意味しているといえよう。

一方、文化財保護法では指定された無形民俗文化財の現状変更を規制する条文は持っていないが、法の基本的精神は現状保存にあることは明らかである。そして、指定の規定とともに、その価値を失った場合その他特殊な事由があるときには指定を解除できることとしているのである。

ここで再度、無形民俗文化財の文化財指定の必要性という問題について考えてみよう。それは、無形民俗文化財には現状保存に関する規定は用意されていないものの、文化財保護法の基本的な理念は現状保存にあることは明らかであって、その手段として指定行為が用意され各種の保護がなされているからである。このような中で、無形民俗文化財についてはどのような手段を講じてみても、生きていく姿で現状のまま固定して後世に伝えることは不可能であるにもかかわらず、法律を作っても国が指定し保護を図るといふ行為の必要性はどこにあるのだろうかという疑問に応えるためでもある。

このことは自明のこととして見過ごされがちであるが、この問題についても、前項に引き続いて再度考えて見る必要があると思われる。なお、この問題は、主には施策に対する費用対効果、機会均等などの観点で採り上げられることも多いと考えられ、すこぶる行政的な課題でもあると思われる。

る。

必要性の第一は文化財保護法に明記されている通り、無形民俗文化財の中には日本国民の生活の推移を窺うことが出来る可能性が秘められているからである。そしてその第二は無形文化遺産保護条約でもうたわれているように、無形文化遺産は文化の多様性と創造性を高め、共同体の成員としての意識を高めて人びとをより緊密にさせるとともに、人びとの間の交流及び理解を確保する重要な役割を持つことが確認されているからである。無形文化遺産の中には無形民俗文化財が含まれていることは周知の通りである。

そして、わが国では無形民俗文化財の効用を確実なものとするために、「型の伝承」に着目して文化財保護法の中に指定制度を導入するとともに、可能な限りその形を変化させずに後世に伝えて、出来るだけ多くの人びとがその恩恵に浴することが出来るように、限られた手段と経費等をつぎ込んで精一杯の継承を図っていくとしていっているのである。

科学技術の進歩による、通信手段、移動手段等の飛躍的な発達は急速に世界の結びつきを強め、生活のグローバル化の波は各地の特色ある生活様式の破壊を進めている。世界の国々はこうした動向に危機感を強め、これがユネスコの無形文化遺産保護条約へと結びついていった。現在、無形民俗文化財の保護を求める声は未だかつてないほどの高まりを見せている。

無形民俗文化財の「変化」は、意識の変化や生活様式の変化などの、時代の進展などに原因するさまざまな問題に対して、その解決を図り円滑な継承を実現する便法としてしばしば用いられ、また容認されてきた。しかし、その一方でそれらの手法が持つ危険性として、自らが生まれ育ってきたふるさとの地域生活や歴史へのこだわりが希薄となり、結果的にアイデンティティの喪失や自信の喪失に繋がりがかねないといった個人的レベルでの危険性ととも、地域の歴史への関わり方の検証の手だてが失われること

から、地域成員間の共同・共感意識の喪失に繋がって伝統的な地域共同体の連帯基盤喪失の危険性を招きかねないといった共同体レベルの危険性を指摘することができよう。なお、これに加えて、無意識的に伝承されることの多い無形民俗文化財の価値の発見と確認を円滑に行う手法として、それぞれに地域文化の特性の発信と他地域間での比較検証が不可欠とされるのにもかかわらず、こうした無形民俗文化財の「変化」を安易に認めることによつて前述のような危険性を招き、結果として地域の特性が顕在化しにくくなるなど、これら地域間連携とでもいふべき各地域に課せられている責務の放棄に繋がる危険性を有するなどの、公共レベルでの問題も既に指摘したところである<sup>9)</sup>。

民俗文化財をめぐる変化の功罪についてはこれまでは十分な検討が行われてきたとはいえないのではあるまいか。民俗文化財は地域の文化財である。こうしたこともネックになって全体的な検討が阻害されてきたのではなからうか。地域に密着した文化財だからこそ全体を見極めた施策が必要とされるのであり、国やユネスコのような国際機関が保護する必要があるのであつて、現在の動きには積極的な対応が必要と考えるのである。

ちなみに、最近是有形の文化財の分野でも、それを支える無形の文化財の価値と効用が大きく見直されてきている。このことはこれまでも、例えば重要有形民俗文化財の祭り屋台や、実際に居住施設として使用されている重要文化財の民家などのように、現在も実際に使用し続けることによつてその価値の継続などが期待されているような文化財については、絵画や彫刻などのような価値の固定した他の有形文化財と同列にして、現状変更の規制の原則だけに頼った保護を行う従来のやり方に対して疑問が寄せられているが、その答えは必ずしも十分に用意されているとはいえない状況にあるといえよう。

文化財の「変化」とその対処法をめぐる問題は、文化財の現在の効用

をめぐる議論とともに、今後は有形、無形の枠を越えて、文化財全体を見据えた検討が必要とされなければならない重要な喫緊の課題となっているのである。最近の、文化的景観の創設や保護をめぐる動きはこの間の状況を代表するものであり、更に広範な検討が進むことを期待したいと思ふ。

過去の優れた遺産を後世に伝えることは人類の発展にとって不可欠の要件であり、これは全ての人びとに課せられた責務といえる。そしてこれを制度的に保証したのが文化財保護の制度であるということが出来よう。

近年、民俗学の分野でも、文化財の継承をめぐる地域内部における葛藤などに目を向けた研究が目につくようになってきている。これはこれで喜ばしい限りであるが、学問の実践を殊更に求められる民俗学としては、望まれる研究者の姿勢として、単に事実関係の解明を図るだけでなく、眼前に進行しているこれらの出来事に対してより主体的に関わることが求められているといえよう。もはや我々は傍観者ではなく、当事者の責を免れないものとなっていると考えるべきなのである。

繰り返すようではあるが、この場合研究者としての視点とともに文化財の保護に関する視点も併せ持つことが必要である。先にも述べた通り、無形民俗文化財はそれぞれの地域における生活の必要の中から生まれ継承されてきたものであり、何にもまして地域の論理が優先されなければならないことが明らかであるが、ひとたび文化財として指定され保護されるという局面を迎えたときには、地域の論理を超えたより広い視点での責務と制約が加わってくると考えられるからである。

文化財指定という行為の背景には、否応なしに論理の転換ということが付随することを認識すべきである。

#### Ⅳ 指定制度を支える仕組み―文化財指定と指定解除―

文化財の保護が行政行為として行われている以上、特定の文化財について無限に保護を続けるわけにはいかないのもまた避けて通れない行政に課せられた明白な事実である。

先に、無形民俗文化財の指定等の行為は保護に取りかかる優先順位づけの行為であると指摘した。限られた経費と手段の中で行われる行政行為には、当該施策の効率的運用が必然的に義務づけられているのである。不可避的に訪れる変化の影響を受けた結果、例えまだ幾ばくかの資料的価値が残っているとしても、場合によっては機会均等などの観点を保証するという意味で、指定解除などの措置が必要となってくることもあるのである。

指定と解除という相反する二つの規定の関係でいえば、それは、指定解除の規定を設けることによって保護の制度的限定の思想を示すこととなり、またその限定条件を示すことによって、変化を不可避とする文化財の保護を正当化する効果をも發揮していると考えられることも出来るのである。

しかし、一口に「変化」といってもその実態は多様な局面から成り立っており、全てを一律に同一視することは出来ない。「変化」を考えるに負の要素にのみ視点を置くことは許せない。また、無形民俗文化財の場合、その伝承が生きているのか消滅しているのかなどを判断することは大変難しい問題である。これもあつてか、国においては重要無形文化財の場合には、保持者の死亡などによる認定者の不在の事態に限って指定解除が行われており、重要無形民俗文化財の場合には指定解除の例はない。

また、理論上の問題は別として、文化財指定には当該文化財を生かした郷土意識の高揚や地域振興に役立つ側面もあることは見逃せない事実である。文化財の指定制度の趣旨からはやや離れるとしてもこうした効用を考えると、無形民俗文化財を保護するということについては当該文化財を継

続することに最終的な目標を置くべきであり、その意味からも解除には慎重であらねばならないだろう。

こうした考え方は文化庁の関係者間に等しく意識されている。昭和五十年の法改正時の文化財保護部管理課長として法改正の当事者であった内田新も、こうしたことを踏まえて「重要無形民俗文化財については、その性質上変容又は衰亡し易いものであるから、変容についてその限度が問題となろう。伝承組織（保存会等）による保存が行われている場合であっても、世代の交替、観光資源化等による変容は免れない。伝承されてきた類型的定型的行為が基本的に踏襲されていることが必要であるが、時代の変遷、伝承者の世代交替等に応じた部分的な、かつ、創造的な改変を否定することは、永続的保存を困難とする結果となるから、ある程度容認する必要があると思われる<sup>(10)</sup>。」と述べて、「永続的保存」を図るためにはある程度の変容を容認せざるを得ないことを指摘しているのである。

端的にいえば、指定解除などにあたる場合の行政側の対応としては、どの辺りに資料的価値の認定ポイントがあるのかを明らかにした上で、変化が当該無形民俗文化財にとって資料性を失わしめる決定的な要素となっているかを確に見極めてその後の措置に移るということになるが、その対応には「変化」の持つ積極的意義の評価も含めて、ある程度の柔軟性が必要であるということになる。

現在、世界中で無形民俗文化財の保存を巡る環境は日に日に厳しさを増している。わが国の無形民俗文化財の保護のシステムはそれなりの評価を得てきているが、その実これらに内包される問題点は、上記の例に留まらずまだまだ多いと想定されるのである。

筆者は日本の文化財保護施策の長所を生かしつつ新たな展開を可能とするために、現在個別に保護されている無形の文化財の一体的な把握に基づく取り組みを提案<sup>(11)</sup>しているが、その検討の第一歩としてそれぞれの施

策内容についてより詳しく見て行く必要を感じている。今回検討を試みるいわゆる「変化」についても、それぞれの実態の解明に入る前に前提となる課題について、更に詳しく見て行くことから始める必要があると考えるものである。

## V 無形民俗文化財に見る変化の検討

無形民俗文化財の変化の問題については、これまでは民俗芸能を中心に研究が進んでいて、幾つかの成果が上げられて来てはいるが、その多くは芸態の変化を問題にしたものである。これは、芸能が絶えず「見る」「見られる」という関係性の中に存在し、問題が認識されやすい、ということに起因すると考えられる。

これに比べると、祭りや年中行事などの風俗慣習面の変化についての研究には立ち後れが目立つようである。最も、近年は祭礼・行事の変化に伴いその受け入れなどをめぐっての、伝承者間の葛藤などをテーマにした研究や、ことに文化財指定をめぐる変化・変容の問題が話題とされることが多く見られるようになってきた。これはこれで喜ばしい傾向といえるが、その多くは変化の結果生じた問題や個別事例の報告等にとどまっており、変化という問題を捉える全体的視点に欠けるような嫌いがないわけではないだろう。

筆者は、変化の問題を考える視点としておおよそ三つの局面を考えている。まず一つは、変化を起こす主体の問題、すなわち伝承者側の問題であり、意識した変化か意識せざる変化かといった問題とでもいうことが出来るだろう。この問題は俵木らの問題意識に連なるところであろう。すなわち、意識した変化の要因としては時代の変化等によって変化を余儀なくされているしきたり・手順などとの整合性を図り、眼前の問題に対応しよう

とすることなどが考えられるし、意識せざる変化の要因には、伝承者たちの肉体的変化や時代の趨勢などによる用具等の変化などが考えられよう。ここには芸能などの場合によく見られる、伝承者自身の芸術性を求める動き中で惹起される、伝統と創造性とをめぐる問題などが含まれてこよう。

二番目は、誰が変化を意識するかという、変化を認識する者の問題である。これには、当事者が意識する場合と、準当事者というか、先輩・古老などの経験者が意識する場合、または、祭りの当事者以外の研究や行政担当者などの、第三者により変化が意識され問題とされるような場合が考えられる。このうちしばしば問題となるのは先輩・古老などの経験者が意識する場合である。先例に固執しがちな先輩・古老と、新しく祭りを引き継ぐ若者たちの間で、起る問題の多くはこのことに関係するものであり、この問題はこれを提起する人によって現れ方が違ってくるといえよう。

三番目の問題は、変化の結果起こる事態への評価の問題である。一般的には変化を受け容れる要因としては、時代の推移などによってもたらされた、伝承環境の変化から生ずる諸問題を解決し、円滑な保護と継承を期待するために選択される方法であるのに対して、変化がもたらす危険としては、歴史へのこだわりが希薄となり、歴史の検証に必要とされる研究資料が失われる危険性や、他地域に対し比較的手段を失わしめるという、ある種の地域間に期待された共同責任を果たせなくなる恐れ、同郷意識などを失うことにより、地域との一体感や集団的同一性の意識などを失い、共同体の連帯の基盤を喪失する恐れなどがあると考えられるのである。

特にこの中では伝承者が主体的に関わる変化の問題について考えてみたいと思う。それは変化という価値の消失という問題に直結しがちで、専ら負の観点から考えがちであったことに対して、少なからず疑義を感じているからに他ならない。

ここでは、俵木論文のように変化をもたらす内的要因の問題にまで踏み

込むだけの準備はないのであるが、比較的検討の素材が整っている重要無形民俗文化財指定の山・鉾・屋台の祭りの物件を例に、主として外面的な変化における評価の問題について検討を試み、風俗慣習面の変化に関する問題を考える糸口としたいと思う。

## V-1 都市型の祭礼の成立と展開

豪華華麗な山・鉾・屋台の曳行行事を中心とする大規模祭は、風流系の都市型の祭礼として各地に展開し日本の夏祭りを代表する風物詩となっている。

山・鉾・屋台の祭りは、熊本の八代妙見祭や富山県高岡の御車山祭のように、時の為政者が始めたという伝承を持つものがあるが、一般にはその地域の分限者の奉納するものから始まったとする例が多いように思われる。そして、これまでは、山・鉾・屋台の原型を京都祇園祭に求めるのが一般的であった。

京都祇園祭の山鉾の性格については、これまでは折口信夫の依代説での解釈が一般的であったが、その後、植木行宣による研究<sup>11)</sup>で、祇園祭の山鉾には神霊を迎える移動神座である山鉾の形式と、この他に屋台の形式が見られること。この両者の関係は、山鉾が神の座であり囃されるものであるのに対して、屋台はこれらを囃すものの関係にあることが明らかとなった。

植木の研究は、わが国の山・鉾・屋台の祭りの歴史と特質について全国的規模で取り組んだものであり、その成果は一言ではいい尽くせないが、特に半ば常識化してみられた山・鉾・屋台の祭りの成り立ちに再考を投げかけると共に、山・鉾・屋台を一括して捉えることの誤りを提示したものであった。この研究によって、従来一種の閉塞感が見られた山・鉾・屋台



の研究が、これまでの折口の依代説の呪縛から解き放されて、大きな可能性が開けたことは大いに評価されよう。

山・鉾のような移動神座の祭りは、招かざる神の出現に対してこれを排除しようとする祭りに典型的に見られる。その代表的なものが夏の疫病をもたらず疫神の速やかな退散を祈る祇園祭であるのである。

前近代においては、衛生思想の未発達と生活環境の未整備から疫病の蔓延は不可避的な事柄であり、それは特に人口が集住する都市の周縁部に顕著であった。早くから都市的な発展を遂げた平安京も例に漏れず、疫病の発生と流行に悩まされていたのである。ここに疫病の退散を願って祇園祭が繰り広げられるのは当然のことであった。

かくして、祇園祭は都の繁栄の代名詞ともなり各地に伝播していくこととなる。

江戸時代になると各地に次々と在郷町が発達し、それらは次第に都市的成長を来すようになり、同時に弊害も目立ってくるようになった。先にも述べたように、疫病の発生と流行はその最たるもので、このため各地に疫病除けの神として祇園社が勧請されてくる。祇園社は機能神であるために、固定した氏子を持たないことが多い。人びとは必要の時だけにこれを崇敬するのであり、ここには容易に氏子とも氏子外の第三者ともなりうる多くの人びとの存在が予想できるのである。

一方、都市の発達は富裕な町人層を生み出す。彼らは富を集積し分限者となつて、生活の基盤である都市的環境の整備に従い、その一環としてハレの祭りの風流化と一層の振興に尽くすのである。

こうして、神社を離れ町内の一角に設けられた御旅所に一定期間とどまり町内を神々が巡幸してまわる御旅所祭りの形式を持つ、移動神座の祭礼が広く展開することとなる。この中で、特に山車・屋台は一層豪華なものに工夫され、こうした山・鉾・屋台を中心とした祭りは、その華やかさの

ゆえに他の祭りにも取り入れられることとなつていく。この山・鉾・屋台の祭りが全国に展開していくのは、時代的にいえば江戸時代と考えられ、早くは町人文化が花開く元禄期と、次いで爛熟期を迎える化政期とが江戸期における二つの頂点と考えられよう。

先述のように、初期の山・鉾・屋台の祭りは分限者の奉納する屋台類が中心となる祭礼であった。しかし、次第に町組が整備され力を蓄えて来るに連れて、山・鉾・屋台の運行と管理は町内に移り、屋台を奉納する主体も変化し、いわゆる分限者山車から町内山車に変化していく。この段階の祭礼は既に信仰に基づく要素より娯楽性・遊興性を色濃く持った祭りへと変化していったようである。そしてこの部分が強調されると、いわゆる神事の部分と祭りを賑やかしくする部分とにわかれ、後者は付け祭りなどと呼ばれて若者組などの集団に委ねられるようになる。

## V 12 地域振興策と祭りの変遷

わが国の祭りは、様式的に概観すれば、共通の出自関係で結ばれた人びとが祀る祖先神の祭りから、出自を異にする複数の人びとが共同で祀る地域神の祭りへと展開し、さらに信仰内容の細分化・具体化と共に、より強力な功德を求める風潮が高まり、通信手段や交通手段の発達等によって生活空間が拡大するのに連れて、全国的規模で信仰を集める有名大社への信仰が一般に普及してきたものと考えられる。この結果、いわゆる農村型の地域共同体の祀る鎮守社には、遠来の有名大社が勧請されて境内神として賑わすこととなつたり、あげくの果ては本来の祭神である地域神を押しつけて、主祭神の変更へと進むのである。これには、熊野大社や伊勢大社などの神人と呼ばれる下級宗教者たちによる布教活動も見逃せない事実であるが、根底には生活空間の拡大に伴う世界観の変化の問題があると思われる。

る。

以上のことは、いわゆる伝統的な農村型の地域共同体の祭りを想定した変遷過程を概観したものであるが、さらに、近世以降広く各地に展開することとなった、いわゆる都市型の祭礼を視野において祭りを支える人びとの問題に視点を移して見てみよう。

農村型の地域共同体の祭りは比較的長期の居住に基づく安定的・固定的な氏子集団によることが一般的であるが、一方、都市型の祭礼は都市特有の、短期的・不安定な居住形態にある、非組織的で流動的な特徴を持つ都市の住民に支えられた祭りであるといえよう。柳田国男流にいえば、農村型の地域共同体の祭りが氏子だけの当事者の祭りであるのに対し、都市型の祭りは氏子以外のいわゆる観客層を含めた第三者層を巻き込んだ祭礼といえる。この種の変化は、祭り運営にかかわる一般的な変化として伝統的な運行組織の変化とそれに起因する幾つかの側面に現れる。すなわち、伝統的運行組織の形式としては、第一に、当該神社の氏子組織がそのまま祭りの運行母胎となるもので、一般的に町内会組織と同一の組織となり、祭組織としてはもともと原初的ないわば共同体型ともいえるようなもので、氏子組織一体型とでも名付けられる型式のものが考えられよう。第二は町内の有力者が山車類を奉納したことに始まるもので篤志者奉納型ともいべき祭りの形態が考えられよう。この形は時に当時の支配者層の関与した伝承を残すことがある。この形態は大規模な初期の都市型の祭礼に多くみられる形で、みることに意識した祭礼となっていることが多い。その三番目は両者の混在型で、有力者による山車の奉納と運行は町内組や周辺の人びとに委ねるなどの形式のものである。

各地のこの種の祭りをみていくと、このような運行組織の変化の傾向が見て取れる。すなわち、時代の推移と共に氏子組織一体型が崩れる傾向が見られるのである。これは歴史的には現代に限った傾向ではなく既に過去

にも見られた傾向であるが、今また改めて目立ってきた動きと考えると良いだろう。

その原因を考えるに、大きく二つの傾向に分けて考えることが出来るであろう。一つは地域文化の見直しの動きのなかで若者連中など一部の人がとが祭りを支える形であり、他の一つは観光や地域振興の名目で行われる地方公共団体の関与の動きである。こうした傾向は、近年盛んに行われている文化財を生かした地域興しの具体的な動きの現れともいえるかも知れない。しかし、これらの動きの中には娯楽性の希求や市民祭に名を借りた神事的側面の切り捨ての危険が内包されている事などには、特に注意が必要であろう。

これらの変化は、関連してまた幾つかの変化を引き起こす要因ともなっている。それは祭りに奉納される作り物の均質化や、毎年作り替えたり組み立てる形が固定化し保存されるようになる傾向が増えて、祭りを支える周辺の技術の後退や消滅の危険性が増大していることである。加えて公開形態が変化し、一斉奉仕から当番奉仕へと変わったりと、本祭りや陰祭りなどのように毎年の公開が崩れる例も見られるなど残された問題は大きい。以上の問題は、変化の負の要素に着目した、あくまで全体的な傾向を概観したものである。変化の問題を更に深化するためにはより幅広い視点から変化の実態を見て行く必要があるだろう。

### V 13 山車祭の変化の様相

現在伝承されている山車類の祭りは、都市型の祭礼の典型的なものである。これは、先に述べたように信仰を同じくする氏子だけでなく、第三者であるいわゆる大勢の観客が集まる、観光的にも重要なイベントでありその多くが現在でも盛んに行われていることが特徴としてあげられよう。

都市型の風流の祭りは、観客層を意識することでさまざまな変化を経てきている。秋田の角館の祭りを例に取れば、祭りの見所となっている山車をぶつつけ合う行事は、最近の著しい変化で、土地の古老の中には今でも山ぶっつけを避ける屋台の曳き回しこそが、本来の祭りの姿であると伝える者も多い。

筆者はこうした変化を、当該祭りの再生を意図した地域住民の活性化を求める主体的な動きの一環として捉えてみてはどうかと考えている。祭りも長い歴史の中で折々に活性化の工夫がなされてきており、そのことが祭りの伝承を支えてきているのである。山車の曳き回しや山ぶっつけなどは若者の力を誇示する場であり、若者に主役を与え同時に祭りに個性と見せ場を付与することとなって、祭りに再び力を与えることとなる。こうした工夫の中には、また、新しい練り物などを採り入れて、祭りを華やかにすることで活性化を図る方法も見られる。

ここでは従来変化には負の評価が与えられるばかりであったが、視点を変えて積極的な視点から見みたいと思う。変化を捉える視点の拡大を図るためである。

各地の山・鉦・屋台の祭りの活性化を図る工夫の方法としては、概ね以下のような手法が見られるようである。

### V-3-1-A 山車の装飾に工夫を凝らすもの

これは風流型の山車祭りのもっとも根幹をなすもので、作り物を毎年新規に作り替えて、その意匠や主題などで耳目を集めようとするものである。このことは、風流の本義に関わることであり、本稿で問題とする、祭りの変化には当てはまらないともいえるが、これも大きな意味での変化の一つの様態であろう。重要無形民俗文化財に指定された物件でいえば、秋田の

角館や土崎の山車に典型的に見られるものである。分布的には全国に広がるが、福岡の祇園山笠・大分の日田祇園祭から日本海を北上し、特に東北地方を中心に広く見られる。やまの構成は歌舞伎の場面などに題材を採った、武者人形と山の組み合わせが多くみられる。その一つの発展形態が八戸の三社大祭の山車であり、茨城の日立の風流物もその一つである。

### V-3-1-I 山車に付属する芸能に工夫を凝らすもの

歌舞伎舞台や芸座などを持った山車が、歌舞伎や人形浄瑠璃、糸操りなどの芸能を披露するものを典型例とする。栃木の烏山山あげ祭り、埼玉の秩父祭りや滋賀の長浜祭り、愛知の知立の山車文楽などが代表的な祭りであるが、栃木の鹿沼の今宮祭や烏山の山あげ祭り、埼玉の川越祭り、千葉の佐原祭りのような山車囃子の競演などを呼び物にするのもこの一種である。秋田の角館祭りの手踊りもここに含まれよう。

### V-3-1-W 運行方法等に工夫を凝らすもの

山車の曳き回しなどに工夫を凝らし祭りの見せ所としたもので、この中には実際に必要とされる行動の中から生まれたものと、単に力や技を見せるために仕組まれたものとが含まれている。

### V-3-1-W-a 必要の中から生まれ発展したもの

京都の祇園祭では巨大な鉦を辻で方向転換させるために、路面に生竹を割って敷き並べ、その上で車輪を滑らせて方向を変えている。これを辻回しというが、一般的には後方に突き出した梶棒に若者たちが大勢で掛か

り、車輪をこじったり梶棒に肩を入れて後輪を浮かしたりして方向転換を果たすことが多い。愛知の知立の山車文楽の宮入には、山車の後方の梶棒に一基あたりに八人の若者が取り付き、後輪を持ち上げたままで一気に神前に曳き入れる力業が見物となっている。このように通常の方向転換等に工夫を凝らしたもののほか、佐賀の唐津曳き山祭りでは、御旅所の庭に砂を深く敷いて、曳き山の運行を困難にさせて、曳き手の力比べを楽しむようになっている。栃木の烏山の山あげ祭は公開の場所を移しながら舞台の設営の手際よさを競う風習があるが、これもこの種の工夫の一つともいえずなくもないだろう。

### V 1 3 1 b 曳き回しなどに若者の力比べ的な要素を加えたもの

一方、千葉の佐原祭では、の字回しやそろばん曳きなどと呼ぶ曲曳きが特設の会場で公開されて見物の人たちを楽しませている。これは若衆たちの屋台の曳き回しの妙を競うもので、この祭礼の一つの見せ場となっている。重要無形民俗文化財指定の祭りには、他に福岡の祇園山笠の櫛田入りが同種の性格を見せているが、これは次に述べる競技の要素がよりふさわしいものと考えられる。

### V 1 3 1 e 競技的要素を加えたもの

以上述べてきた活性化の工夫は、仲間同士が競い合うこととお互いに気合いを高め合うもので、また、これをそれぞれの祭礼の呼び物としている例も多く見られる。秋田の土崎の神明社祭では、時折の政治や社会の出来事に題材を採った曳き山の作り物が、それを風刺した句とともにコンクールの対象となっている。本来の風流の性格を僅かながらでも残した、山車

祭りには欠かせない要素の一つではあるが、毎年作り替えられるべき作り物が固定化するような傾向と共に、こうした要素が姿を変えていくのは寂しいことである。

このように、競技の形を取るもののうちでも、明確な順位付けを伴うものとそうでないものがある。前者の例としては先に述べた福岡の博多祇園山笠や、秋田の土崎の神明社祭の例があり、後者の例としては秋田の角館祭の曳き山のぶつけ合いである山車ぶつけや、燃えさかる松明の中から神木の取り出しの早さを競う愛知幡豆町の鳥羽の火祭りの例がある。筆者にはこの違いを生み出している背景には、観客層の意識度の違いがあるように思えるのである。いわば都市化に対する成熟度の違いといえるのではなかろうか。

### V 1 4 変化への評価等

これまでは、変化をもたらす要因を伝承者側に求め、従来の視点には含まれにくかった変化を積極的に評価して祭りの活性化を図るものと見られる事例を考えてきた。もちろん伝承者側の要因としてはこの他にも沢山存在すると考えられるが、変化があながち負の要素だけとは限らないことは理解できたことと思う。

その一方で、一見して明らかに伝承者外の圧力等で変化が引き起こされるような場合の問題が残っていることも事実である。そして、それは観光面からの要求に基づく変化・変更が一番多いと考えられる。その中では、第一に公開期日の変更の問題が考えられるだろう。これは観客が集まりやすいように、直近の週末の休日などに祭り日に移そうとするものであったり、警備などへの配慮から祭りの時間帯を短縮させようとする動きであるが、但し、この問題もまた第三者による外圧的要因に基づくとはかりは考

えられないのである。これは、山・鉾・屋台の祭りは大勢の若者の参加を必要とすることなど、この種の問題は伝承者側にとっても切実な問題でもあるために、あまり問題とされないままに変更が行われることが多いようである。しかし、祭りの中には祭神の神格や信仰内容と祭日・時間等とが密接に関係するものも多々見られる。これらのことを考え合わせた場合、単に期日・時間の変更といつて済まされないことが明らかである。

第二に開催時間・場所等の変更の問題がある。観光の都合により、従来はその場の雰囲気によって展開していた山車のぶっつけ合いが、場所と時間決めていわゆる「やらせ」の行事となった例を角館の祭に見ることが出来る。これはこれで論外のことではあるが、角館よりも心配になる事例がある。それは角館では観光目的のやらせ行事はそれとして皆が心得ていて、いわゆる「本番」と称する行事が別途行われることとなつて、一応若者たちの自主性は保たれているように見えるのであるが、前者だけしかないと思える事例も他所で見受けられるからである。

今、観光面においても魂のふれあいを望む本物志向や、伝統への回帰の風潮が強く求められている。しかし、現実にはだからといって一律にこれを駄目とするわけにもいかないのである。それは、無形民俗文化財の保護の根幹は当該事象をいかに継続するかにあるといえるのであり、完璧を望むあまりに伝承が危惧されるような事態を招き、全てを失うこととなつては元も子もなくなつてしまつてしまうと考えるからである。この間の調整はきわめて重要なことであり、この問題に的確に対処するためには、何にもまして当該信仰の実態についての正確な把握がなされなければならないのである。

無形民俗文化財は変化から逃れることは出来ないというその基本的な性質から、過去の研究成果ばかりに全面的に依拠することは許されないことは明らかである。正確な実態は、必要とされる機会ごとに現地調査を実施

して確認される必要があるのである。そして、期日の変更などがいかなる影響をもたらしかなるかなどを的確に捉え、変化のもたらし負の要因ばかりに目を向けることなく、その積極的役割への評価の眼も用意することが大切であろう。

そして、この検討には伝承者だけでなく研究者、保護行政担当者をも含めた幅広い検討体制が必要とされ、多数の眼による広範・的確な予測のもとに決定される必要があるのである。

さらに、このことは同時に伝承者のみならず研究者、保護行政担当者をも含めた人びとの、祭りに対する普段からの観察の必要が求められているのだということも出来よう。祭りはその時だけに存在するものではない。また、俵木の指摘<sup>②</sup>を敷衍していえば無形民俗文化財は常に変化・変容の中にあり、決して完成した形ではあり得ないのである。この例は、祭りの保護は普段の生活の中で考えることの大切さと共に、機会あるごとに現地調査を実施する必要性を改めて教えてくれる良い例といえよう。

## おわりに

はじめにも述べたように、無形民俗文化財のうち民俗芸能の「変化」については、俵木らによってそのメカニズムとそれをひきおこす要因等の具体的な姿が明らかとなつてきた。この後は、それに対する評価の視点を含めて文化財保護の観点からの「変化」に対する対応を考える必要があるだろう。それとともに、従来、民俗芸能を中心に行われてきた無形民俗文化財の「変化」に対する検討を、風俗慣習の分野にまで広げて考えてみることによって、新たな保護手法の開拓に結びつけようと企てたのが本論の趣旨である。

そこでは、従来は「変化」というと一方的に価値の喪失の危険といった

負の視点で捉えがちであったことに対して、祭りの活性化を図る工夫の相を、山車祭りの例から検証を試み変化の積極的な評価の必要性を述べた。

いつもながら結論らしい結論も得られず、また問題の性格から行政上の課題を中心とすることとなり、同様の考え方を繰り返すだけの中途半端な検討に終始することとなってしまった。己の浅学非才を恥じるとともに、重ねてお詫びを申し述べたい。関係各位の今後一層のご批判とご教示を心からお願ひするものである。

なお、無形民俗文化財の保護について千葉県教育委員会では他の文化財とともに、毎年、文化財の調査事業の一環として計画的に県指定文化財保存管理状況調査を実施している。これは県文化財保護審議会委員が県指定文化財の保存・管理状況を調査し、取り扱ひ上の留意事項をまとめて答申するものである。事業名称は取り扱ひ上の留意事項の調査と銘打っているが内容はいわゆる現状確認調査であり、必要に応じて保存・継承にかかる指導を行うこととしているものである。この種の調査と指導については、管見にしてこの千葉県の場合存じえないが、今後は文化財の指定だけに力を注ぐだけではなく、このような追跡調査を前提とするきめの細かな指導が必要とされなければならないと考えられる。そのことよって、いわゆる指定の効果も一層高まり、結果的に指定解除の問題も軽減されると考えられるのである。

なおまた、本文中でも指摘した通り文化財の「変化」の問題は、有形・無形の枠を越えた文化財全体に関わる問題でもあり、これに関しての議論を深める場として、また、各地の文化財保護に携わる人びとの資質の向上と情報の共有化などを意図して、全国規模の連絡協議会なども企画されて良いだろう。

#### 参考文献

- (1) 俵木悟「民俗芸能の変化についての一考察」(東京文化財研究所『民俗芸能の上演目的や上演場所に関する調査研究報告書』二〇〇六)
- (2) 拙稿「無形の民俗文化財の保護について―特に、昭和50年文化財保護法改正を巡って―」(『國學院雑誌』第一〇七号 第三号 二〇〇六)
- (3) 拙稿「続・無形の文化財の保護をめぐる―無形の文化財の一体的な把握と記録選択制度の検証―」(東京文化財研究所『無形文化遺産研究報告』第一号 二〇〇七)
- (4) 三隅治雄「民俗芸能の『変容』」(『文化庁月報』二七四 一九九二)
- (5) 無形の民俗文化財の指定制度等の考え方については、拙稿「無形の民俗文化財の保護について―特に、昭和五〇年文化財保護法改正を巡って―」(『國學院雑誌』第一〇七号 第三号 二〇〇六)、及び拙稿「続・無形の文化財の保護をめぐる―無形の文化財の一体的な把握と記録選択制度の検証―」(東京文化財研究所『無形文化遺産研究報告』第一号 二〇〇七)にも報告しているので、これらも参照していただければ幸甚である。
- (6) 拙稿「無形の文化財の保護をめぐる―特に、民俗芸能を中心に―」(東京文化財研究所『芸能の科学』三三三 二〇〇六)
- (7) 拙稿「続・無形の文化財の保護をめぐる―無形の文化財の一体的な把握と記録選択制度の検証―」(東京文化財研究所『無形文化遺産研究報告』第一号 二〇〇七)
- (8) 拙稿「続・無形の文化財の保護をめぐる―無形の文化財の一体的な把握と記録選択制度の検証―」(東京文化財研究所『無形文化遺産研究報告』第一号 二〇〇七)
- (9) 拙稿「無形の文化財の保護をめぐる―特に、民俗芸能を中心に―」(東京文化財研究所『芸能の科学』三三三 二〇〇六)
- (10) 内田新「文化財保護法概説・各論(一一)」(『自治研究第六〇号第九号』)
- (11) 植木行宣「山・鉾・屋台の祭り」(白水社 二〇〇一)
- (12) (1)に同じ。但し俵木は同報告書の中で「全ての民俗芸能は常に形成過程にあり、」(頁一六)と述べているが、何を目標とした形成過程なのかなどに疑問が残る。ここは「常に変化・向上の動きの中にあり」程度の表現ではいかがだろうか。

[Summary]

## Considering “Change” of Intangible Folk Cultural Properties with Emphasis on the Relation with the Designation of Cultural Properties

OSHIMA Akio

The present author discusses, within a system in which the maintenance of the present condition is the principle, issues concerning the protection of intangible folk cultural properties that do not fit into this principle because “change” is inevitable.

First, the author considers the concept of and the necessity for the Law for the Protection of Cultural Properties, the basis upon which designation of intangible cultural properties is made. Then he considers the significance of transmitting cultural properties that are unavoidably subject to change.

“Change” of intangible cultural properties is generally regarded negatively as being directly connected to the loss of their values. However, by studying cases of festivals in which floats are used and which are designated important intangible folk cultural properties the author proposes debating these issues from another point of view, to reexamine the positive aspects of “change”.

These issues have been considered topics for discussion until now, but they have not been dealt with fully. Of course, study has been made mainly in the field of folk performing arts with some results, but study in the field of manners and customs lags considerably. With the establishment of UNESCO Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage, these issues have become urgent and important topics that should be dealt with in all fields of intangible folk cultural properties.

This paper is a part of an attempt to pursue further progress for the protection of intangible folk cultural properties under such circumstances.

Research and Reports on Intangible Cultural Heritage  
Number 2  
2008

Publisher:  
National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo  
13-43 Ueno Park, Taito-ku, Tokyo, 110-8713, Japan

無形文化遺産研究報告 第2号

平成20年3月28日印刷

平成20年3月31日発行

編 集 独立行政法人国立文化財機構  
東京文化財研究所  
『無形文化遺産研究報告』編集委員会

編集委員	無形文化遺産部 部長	宮田 繁 幸
	音声・映像記録研究室長	高 桑 いづみ
	無形文化財研究室長	鎌倉 恵 子
	成城大学講師	星野 絃
	法政大学能楽研究所 教授	山 中 玲 子

発 行 独立行政法人国立文化財機構  
東京文化財研究所  
〒110-8713 東京都台東区上野公園 13-43  
電話 03 (3823) 2241

© 独立行政法人国立文化財機構  
東京文化財研究所 2008

National Research Institute for  
Cultural Properties, Tokyo